

求人票作成のポイント

佐賀県
令和7年1月作成

1. 求人票を作成するにあたって

① 労働条件・勤務環境の見直し

労働条件や勤務環境が求職者の希望と合わず、労働施策対応が遅れていると求職者にとって安心して働ける職場とはなりません。求人票を作成する時は、社内制度の見直しや社員のニーズを考える良い機会です。

県内の同業種の求人、求職に関する状況を認識し、労働施策対応、就業規則見直し、年休・育休取得など、求職者にとって魅力ある労働条件になっているか、再度見直すことが大切です。

就業規則では60歳定年となっているが、実態としては70歳を超える社員でも雇用し続けているなど、実際の就業形態が魅力ある労働条件となっても、そのことが当たり前となっていて、求人票に記載されていないケースもみられます。

例えば、求職者は求人票を見る際に、次のようなことが気になります。



- 雇用形態は正社員？契約社員？
- 年間休日数は？有給は消化しやすい？
- 定年は何歳？その後も働ける？
- 育児休暇は取れる？
- 人事評価は賞与・昇給へ反映される？

- 賃金形態は月給？日給？
- 時間給の取得は可能？
- 退職金制度はある？
- メンター制度などの社員教育は充実してる？
- 取得できる資格は？会社が費用を負担してくれる？



このように、求職者が安心して応募できるよう、求人票には詳細な労働条件を明示し、実際の就業環境と一致させることが重要です。